文 教 福 祉 常 任 委 員 会 会 議 録

１．招集年月日	令和８年９月１４日（月）　　開会　午後１時００分 閉会　午後１時５６分
２．場　　所	本館３階　第１委員会室
３．出席委員	◎野並　享子　　○益川　教智
	稲垣　誠亮　　遠藤　総一郎
	橋　完司　　以上５人
	オブザーバー　議長　津村　俊二
４．欠席委員	無し
５．説　明　員	執行部、別紙のとおり
６．事務局職員	辻　昭典　　行俊　勉　　辻　拓
７．付議事件	令和８年第５回定例会 ≪付託議案　４件≫ ⑴議第１０９号 工事請負契約について（野洲こどもの家移転新築（建築主体）工事） ⑵議第１１０号 工事請負契約について（野洲こどもの家移転新築（機械設備）工事） ⑶議第１１１号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて（こどもの家） ⑷議第１１４号 令和７年度野洲市病院事業会計未処分利益剰余金の処分について
８．協議事項	閉会中の継続審査又は調査に付すべき事件について
９．審査内容	別紙のとおり

野洲市議会委員会条例第２９条の規定により、記名、押印する。

令和８年１０月２２日

文教福祉常任委員会委員長　野並　享子　　印

文教福祉常任委員会（出席説明員）

（令和８年９月 14 日）

（市長部局）６名

役　　職　　名	氏　　名
副市長	林　　毅
健康福祉部政策監（高齢者・子育て支援担当兼こども家庭局長）	北田　一栄
健康福祉部次長（高齢者・子育て支援担当兼こども家庭局次長）	辻村　朗子
こども課長	松岡　秀樹
市立野洲病院事務部長	駒井　文昭
総務課長	津田　純志

～～～

及び野洲市議会の議決に付すべく、契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき議決を求めるものです。

以上、議第１０９号「工事請負契約について（野洲こどもの家移転新築（建築主体）工事)」につき議決を求めることについての説明といたします。

続きまして、議第１１０号「工事請負契約について（野洲こどもの家移転新築（機械設備）工事)」につき議決を求めることについてご説明を申し上げます。

議案書３７ページから３８ページ、議案関係資料は３ページから４ページをお願いします。

野洲こどもの家については、野洲駅南口周辺整備の進捗に伴い、野洲駅前市有地の効率的な活用を図るため、２か所に分かれている既存施設を野洲小学校体育館隣接地に移転・集約するもので、去る７月１４日に執行しました野洲こどもの家移転新築（機械設備）工事の一般競争入札の結果、請負金額１億５，５６５万円、請負者を株式会社セイコーファシリティーズ代表取締役井畑忠と定め、工事請負契約を締結するため、地方自治法第９６条第１項第５号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき議決を求めるものです。

以上、議第１１０号「工事請負契約について（野洲こどもの家移転新築（機械設備）工事)」につき議決を求めることについての説明とします。

以上です。

○委員長（野並享子）　それでは、質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

遠藤委員。

○委員（遠藤総一郎）　野洲市こどもの家移転新築（建築主体）工事及び（機械設備）工事の入札がどういう形で行われたのか、結果も含めましてその概要を説明願います。

○委員長（野並享子）　どうぞ。

○こども課長（松岡秀樹）　こども課、松岡です。よろしくお願いします。

入札につきましては、７月１４日に行われております。建築主体工事につきましては、７者の応募に対しまして、１者が辞退ございましたので、６者の中で落札業者を決定したというところでございます。

機械設備工事につきましても、同日７月１４日に行われまして、４者の応募に対しまして１者の辞退がありましたので、３者の中で落札業者を決定したというところでございま

す。

以上です。

○委員長（野並享子）　遠藤委員、どうぞ。

○委員（遠藤総一郎）　それぞれの入札、開札において予定価格を超過したり、逆に最低制限価格を下回って失格というような事例は見受けられましたか。

○委員長（野並享子）　どうぞ。

○こども課長（松岡秀樹）　ともに失格者はございませんでした。

以上です。

○委員長（野並享子）　他にはございませんか。

橋委員。

○委員（橋　完司）　お疲れさまでございます。橋でございます。

１つお聞かせいただきたいんですけど、当然やっておられることだと思うんですけど、この間も北田政策監のほうにお願いをさせていただきましたけど、夏場が非常に暑い時代になってきているというか、設計をされる段階で、そういったことも踏まえて、現場の方々、職員の皆さんのご意見なんかも踏まえて設計を、トイレの位置であったりとか、ちょっとした細々としたところは現場の方でないとなかなか分からない部分があろうかと思うんですが、そういったところをちゃんと現場の意見をお聞きになって設計云々をやられているのかどうか、その辺だけ教えてください。

○委員長（野並享子）　どうぞ。

○こども課長（松岡秀樹）　こども課、松岡です。

設計につきましては、当然現在運営しているところもございますので、現場の声、そして、子どもの安全を守るというところも加味したところで、そういった声を反映させながら設計したというふうに認識しております。

以上でございます。

○委員長（野並享子）　他にはございませんか。いいですか。ないですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（野並享子）　質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議第１０９号及び議第１１０号について、委員間の討議を行います。

討議はございませんか。ないですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（野並享子）　討議がないようですので、これをもって討議を終結いたします。

これより採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（野並享子）　異議なしと認めます。よって、直ちに採決することを決定いたしました。

これより採決いたします。採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

お諮りいたします。

議第１０９号「工事請負契約について（野洲こどもの家移転新築（建築主体）工事）」は、本委員会として原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（野並享子）　挙手全員であります。よって、議第１０９号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第１１０号「工事請負契約について（野洲こどもの家移転新築（機械設備）工事）」は、本委員会として原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（野並享子）　挙手全員であります。よって、議第１１０号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第１１１号「指定管理者の指定につき議決を求めることについて」を議題といたします。

議第１１１号について、関係部の説明を求めます。

どうぞ。

○健康福祉部次長（辻村朗子）　健康福祉部、辻村です。

それでは、議第１１１号指定管理者の指定につき議決を求めることについてご説明申し上げます。

議案書は３９ページから４０ページをお願いします。

野洲市こどもの家については、一括して社会福祉法人野洲市社会福祉協議会を指定管理者として指定しているところですが、令和９年３月３１日で期間が満了となることから、全てのこどもの家について、引き続き社会福祉法人野洲市社会福祉協議会を指定管理者と

し、令和９年４月１日から５年間と定めて指定するに当たり、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

以上、議第１１１号「指定管理者の指定につき議決を求めることについて」の説明といたします。お願いします。

○委員長（野並享子）　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

稲垣委員。

○委員（稲垣誠亮）　こんにちは。指定管理者制度が現状継続されて久しい、もうかなり長期間にわたって指定管理で継続されていると思うんですけど、野洲市が始まってからずっとですかね。

○委員長（野並享子）　もうちょっと大きい声で言ってもらえますか。

○委員（稲垣誠亮）　ちょっと声の調子が悪くて。

○委員長（野並享子）　マイクを近づけてもらえますか。

○委員（稲垣誠亮）　すみません。野洲市が始まってからこの指定管理者制度、公設公営は何ら検討されなく、この運営形態が取られているというふうに私は理解しているんですけど、まずそこは間違いないですか。

○委員長（野並享子）　どうぞ。

○こども課長（松岡秀樹）　こども課、松岡です。

合併後、保護者会からの強い要望を受けまして、社会福祉協議会が業務委託を受託されて、その後は指定管理者として指定され、現在まで継続して管理運営を実施されているというところでございます。

以上です。

○委員長（野並享子）　稲垣委員。

○委員（稲垣誠亮）　保護者の要望というのは、恐らく２０年ぐらい前のお話だと思うんですけど、周辺自治体、大津とか、草津とか、その辺りの栗東でも、守山とかね、学童の運営形態については、当然、多種多様な運営形態がなされていることは、原課のほうはプロだから認識をされていますよね。

分かりました。その上で、本市においては指定管理者制度に、１者に執着する理由というのは、単純に業務量がやはり増えないから、業務量という観点だけで言えば駄目だと思うんですよ。業務量の観点から基本的に前例踏襲で、他の運営形態の入る検討なり考えな

り、そういったものを俎上に乗せるということ自体をせずに、基本的には指定管理の前例踏襲で考えていらっしゃるということに僕には見えるんですが、実際のところはどうですか。

○委員長（野並享子）　どうぞ。

○こども課長（松岡秀樹）　こども課、松岡です。

今回、社会福祉協議会さんのほうに指定管理を選定したという経緯なんですけども、先ほどお話ししたとおり、まずスタートとしては保護者からの強い要望を受けたというところでございます。

その間、社会情勢の変化等もございまして、多様化するニーズに対応してこられました。例えば平成３０年度からは土曜保育を実施するなど、保護者会などの協議を重ねながら、安定した運営を行ってこられるというところもございます。そして、直近、約２０年間の委託期間において、学童保育所の待機児童が発生していないんです。発生しておりません。社協さんのほうで指導員の採用を進めていただき、市内全体での指導員の配置に努めていただいているというところでございます。

また、こどもの家、市内全域には１００名を超える特別支援児が在籍しておられます。そのため、こどもの家特別支援児童指導員の配置検討委員会におきまして、個別の状況を踏まえた配置の検討を行って、きめ細かな対応をされています。また、食物アレルギーを有する児童への対応とか感染症対策につきましては、マニュアルを整備した上で対応され、対応内容について全体で共有するために所長会議で確認を行うなど、子どもたちが過ごしやすい環境づくりに努めてこられたと。また、小学校の連携も図っていただいており、既に信頼関係が強固なものが築かれているというところが、まず実績としてございます。

さらに、今般、保護者さんを対象に満足度調査アンケートを実施しました。内容は社協によるこどもの家の運営について、とても満足、満足、普通、やや不満、不満の５段階でアンケートをしましたところ、とても満足、満足の回答が全体の約７５％を占める結果となり、利用者からも、社協さんの学童の保育の運営に対しまして高い評価をいただいているというところでございます。

また、令和７年１２月に実施しました、第４期こどもの家持続ある運営を考える委員会におきましては、民間企業につきましては利益重視になることや、事業者の変更による児童の影響なども懸念されることから、社協さんによる運営を肯定的に捉える意見が出されたということでございます。

さらに、野洲こどもの家は令和１０年度に新築移転、北野こどもの家は現在野洲小の音楽室を利用しておりますが、大規模改修によりまして、令和８年８月から仮設校舎での運営、その後、令和９年度には新校舎での運営となり、施設環境が多少なりとも変化することになります。このような状況下で、事業者まで変更すると引継ぎや安全管理の面から円滑な運営に支障が生じるおそれがあります。

これらに加え、市内６学区２５学童を一括して運営されることにより、市内で統一したサービスを提供するノウハウを持っておられることなど、これまでの経緯と実績があります。

これらを踏まえまして、次期指定管理者の応募については、まず指名によるもの、社協さんによる指名という方針を決定いたしました。この方針に基づき指名を行ったところ、社協さんから指定管理者指定申請書が出されたという経緯がございます。

７月１４日に、外部委員２名を含む野洲市こどもの家指定管理者審査委員会を開催しまして、指定申請書等の提出及びプレゼンテーションによる提案内容について審査を行ったという経緯がございまして、これらを踏まえまして、野洲市こどもの家指定管理者の候補として適当であると認められたので、この審査結果を踏まえ、今回の議決を求めるものに至ったというところでございますので、何も民間業者が駄目とかということ、排除するということではなく、いろんな実績とか社協さんの間の事業者さんの声とかを考慮した上で決定したというところが大きい側面かなと思っております。

以上でございます。

○委員長（野並享子）　稲垣委員。

○委員（稲垣誠亮）　委員長、今日はそんなに議題がないと思うんですけど、学童保育の指定管理制度については、長年続いていることで、僕は重要なことだと思っているんですけど、お時間を取ってやり取りさせていただいても構いませんか。聞きたいことがある程度たくさんあるんですけども。

（「今みたいに質問されたらどうですか」の声あり）

○委員（稲垣誠亮）　分かりました。

ただ、そうは言いましても、保護者の要望というのは具体的に、２０年、当初始まったときの要望のことに限定されるとは思うんですけど、この要望というのは過年度、毎年継続されての要望ということで承ったらよろしいですか。

○委員長（野並享子）　どうぞ。

○こども課長（松岡秀樹）　こども課、松岡です。

ちょっと説明が足りず申し訳なかったんですけど、要望というのは、お話しさせてもらったのは、初めにスタートしたとき、旧野洲町・旧中主町の合併以降の初めにスタートしたのが、保護者会からの強い要望を受けてスタートしたということで、要望を受けたということでお話をさせてもらったということです。

○委員長（野並享子）　どうぞ。

○委員（稲垣誠亮）　それは当然合併、旧町が合併して、運営に携わるのが、それは社協しかあり得ないから、社協以外にその当時に他の民設民営とかでできるようなリソースがあるわけではないから、それは当たり前のことだと思うんですけど、合併時にいきなり民設民営とか、そのような発想が保護者から出てくるはずがないし、社協しか、受皿が当然１つしかないわけですから、今の答弁を聞いていると、いかにも他の選択肢と比較して社協しかないんだというふうに聞こえるので、ちょっと誤解を与える答弁だと思うんですけど、そのあたりはどうですか。

○委員長（野並享子）　どうぞ。

○こども課長（松岡秀樹）　こども課、松岡です。

すみません、誤解を与える答弁になってしまって、ちょっと訂正をさせていただきたいと思うんですけども、あくまでも要望があってスタートした、社協さんでスタートしたというのは、要望があってスタートして、その後の運営実績を十分考慮等をした上で、今回の社協さんの指定管理者の指定というところに至ったというところですので。

○委員長（野並享子）　稲垣委員。

○委員（稲垣誠亮）　２０年の歳月がたって、例えば僕も学童保育関係の運営、市の折衝とか過去に業務上でちょっと当たったこととかもあって、ある程度勉強させてはいるつもりなんだけど、例えば近隣の草津市さんなんかを例に取ると、指定管理者制度と、あと、民設民営、官設民営、そういったものが同じ小学校区内で、人数をね。野洲の場合はどちらかと言うとマンモス形式じゃないですか。１つの学区で、それを小分けにして定数４０とか６０とか８０とか、そういったものを１つの小学校区内で複数あるんですよ。

なので、保護者からすると選べるんですよ、どこに行くか。第１志望、第２志望、第３志望。僕が言わなくても、課長、原課のほうはそんなことは当然ご存じだとは思うんだけど、そうすることによって、競争も働くし、コスト意識も働くし、何よりも保護者の選択肢が増えるということで、そういった利点とかもあるとは思うし、当然、直営から委託料にす

ることによって、補助金支出にすることによって、コストの面も抑えていくこともできるし、いい点も、マイナスだけではなくて、結構それが僕は大津にしても時代の流れなのかなとは思うんですけど、その辺の時代の流れについては、どのように課長、周辺自治体の時代の流れについて。

要は、指定管理で社協の一本でやっている自治体というのは、もはや全体を見れば少数になっているのかなというふうに、僕には見えるんですよ。その時代の流れについては、どのように認識されていますか。

○委員長（野並享子）　どうぞ。

○こども課長（松岡秀樹）　こども課、松岡です。

時代の流れはそうかもしれないんですけども、今回あくまでも利用者の安心と運営の安定を優先した判断ということで、特にその背景には、長年の運営実績とか保護者との対応の充実とか、そういったものを背景として決定したということです。

それがありますので、委員おっしゃるように、当然民間の事業所というところも全然、全く知らないというわけではないんですけども、野洲市ではそこの部分を重視した上で、決定したということでございます。

また、子育て支援会議におきまして、今回の経過をちょっと社協さんに引き続きしますよという、社協さんが引き続きするということで事務を進めていますよということでお話ししたことにつきましては、委員さんのほうからも、社協が手厚く運営されていることも、市としても、社協が運営されていて、それは理解しているけども、ずっと同じところが運営していると問題があっても見えづらくなることもあるので、当然公募の検討もしていただきたいという意見もいただいておりますので、それは意見としてお酌みしますので、次回の公募の際にはそこを反映した形で、市としてやっていきたいというふうには考えているところでございます。

以上です。

○委員長（野並享子）　稲垣委員。

○委員（稲垣誠亮）　ちなみに私のときは、民設民営で従事したんだけど、何か今の課長の答弁を聞いていますと、民設民営は安全が担保されないかのように僕は聞こえるんですよ。民設民営でも自信を持って児童の安全を最優先にしていましたし、社協のほうが安全で、安全が確保されて、民設民営をされないというのは、ちょっと答弁が突出しているのかなと。

だって、アイグランさんだって民設でされているじゃないですか。だったらあれも直営でやったらいいという話になるから、そこは答弁の訂正を求めたいんですが、どうでしょうか。

○委員長（野並享子）　どうぞ。

○こども課長（松岡秀樹）　こども課、松岡です。

説明が足りず申し訳なかったです。公設だから安全ということ、特にそういう意図で言ったわけではなく、今回利用者の保護者にアンケートをしたところ、おおむね満足されているとかいうところですね。きめ細かな対応が評価されているというところを重視した上で、今回社協さんのほうに決定させていただいたというふうに理解していただければと思います。

以上です。

○委員長（野並享子）　どうぞ。

○委員（稲垣誠亮）　それは当然、社協のサービスしか受けていないわけだから、民設のサービスを受けていてだったら比較にはなるけども。僕は何も社協さんのサービスが駄目だとかよくなかったとか言っているわけではないので、そこは誤解しないでくださいね。

ただ、大津とか草津とかは、いろんな運営形態がある中で、やはり切磋琢磨するんですよね。そういった切磋琢磨によって利用者のサービス向上につながる側面もあるから、そういった側面については、俎上に上がったりとか原課のほうで話には、議題自体には出るようなことはありましたか。

○委員長（野並享子）　分からない。どうぞ。

○こども課長（松岡秀樹）　今おっしゃってくださったのは、今回の提案、ここに至るまでに原課としてどのような協議をしてきたかというところですね。

こども課、松岡です。

当然、原課の中では他市の状況とか、そういった部分は調べた上で、どういう形をしていくかという協議は当然しております。その中で、結果、アンケートを踏まえたとか過去の実績とか、きめ細かな対応とかを重視した上で、社協さんに決まったというところでございます。

以上です。

○委員長（野並享子）　はい。

○委員（稲垣誠亮）　最後、あんまり長くなってもよくないですものね。

最後の質疑をさせていただきたいんだけど、先ほどの質問と重複するかもしれないけど、要は、大津のほうから徐々に、指定管理者制度は維持はされているけど、民設民営とか官設民営、そういったものを併用して、試験的にと言ったらあれですけども、徐々に採用され続けているじゃないですか。近隣自治体の話ですよ。

本市としては、僕も当たり前のように指定管理者制度が、僕は議員になって今、何年目かな、すぐ出てこない。今４期目ですけど、当たり前のようにこの指定管理者制度が出てきて、現場のほうも恐らく当たり前のように指定管理で受けられる。その固定観念がすごく根強いと思うんです。僕の私見ですけど。

だから、この案自体に、別に僕は賛成なんだけど、今後のあり方、指定管理で必ずやらなければいけないんだというようなことではなくて、あえて指定管理を選ぶのであれば、いろんなことを比較した上であれば構わないんだけど、柔軟な発想を持っていただいたらうれしいなと。それが利用者のメリットにもつながるところもあると思うので、それを質問というか要望になるのかもしれないけど、質問ということで。

○委員長（野並享子）　要望ですね。

○委員（稲垣誠亮）　比較検討していただけますか。しろと言っているんじゃないのでね。

○委員長（野並享子）　どうぞ。要望やと思います。

○こども課長（松岡秀樹）　こども課、松岡です。

そうですね。大前提として、子どもが安心・安全に過ごせる環境づくりが一番、居場所も含めたところで大事かと思っておりますので、その点を重視した上で、いろんな方法があるということで、要望についてはお話は聞かせていただきます。

以上でございます。

○委員長（野並享子）　他にご質疑ございますか。

益川委員。

○委員（益川教智）　さっきの稲垣さんの質問と多少というか重複するかと思いますけれども、前提として、今回指定管理者の指定、社協については公募はかけていないという理解でいいですかね。

○委員長（野並享子）　どうぞ。

○こども課長（松岡秀樹）　こども課、松岡です。

非公募でしていますので、公募をかけておりません。

○委員長（野並享子）　益川委員。

○委員（益川教智）　原則公募、例外的に比較せずに指名するという形で、今回例外ということで、その例外の理由が今ほどご説明をいただいたかと思うんですけれども、７５％の方が一定満足しているという結果や、これまでの実績などを踏まえてそのような形を取ったということは理解できるんですけれども、その実績をもって公募した上で、他の業者と測ってこそより運営が出てくる業者があるかもしれないですし、そうじゃないかもしれないですけれども、そこで比較検討するということは重要かと思いますが、その点については、どのようにお考えですか。

○委員長（野並享子）　どうぞ。

○こども課長（松岡秀樹）　こども課、松岡です。委員おっしゃるとおりだと思います。

今回非公募にした結果についても、先ほど説明したとおりなんですけども、公募にして比較という方法も、方法としてはあったのかなというのは、今ご指摘くださいまして、そのようには認識しているところでございます。

○委員長（野並享子）　益川委員、どうですか。もうあんまり深掘りしないでくださいね。

○委員（稲垣誠亮）　あと、すみません。僕は先ほど民設民営で市から補助金を受けて従事していた立場からすると、やはり不祥事を起こしたりとか、実際いろいろあるんだけど、市の意向に沿って全力でやらないと、次に更新してもらえるかどうか、会計年度さんとは違うんだけど、プレッシャーがすごく現場にはあって、よくしよう、よくしようと現場サイドは思うんですよ。

でも、この指定管理者制度は、もう半ば公然、更新が約束された、事実上ね。事実上、次も指定管理でしてもらえるという安心感とかがすごいあると思うし、緊張感を高める上でも、社協ありきで次のこれは５年間ですよね。令和１４年じゃないですか。恐らく社協の方は、令和１４年の次の１９年までも我々がさせてもらえるいうふうに、僕の私見だけど、思っていると思うんですよ。

やはりそういうものは、よくないなと僕は思うんですけど、長年期待権、要はこの社協さんの指定管理が始まってから、期待権というものが潜在的に中に染みついて、よくないな、染みついていると言うのは、期待権というものを感じていらっしゃると思うから、今、益川委員の、公募じゃないけど、やはり選考されるという意識、それがさらに児童さんへのサービス向上、保護者さんへのサービス向上につながると思うので、そういったものもちょっとすみません。副委員長の話を聞いていて、大事に思いました。

○委員長（野並享子）　意見ですね。

○委員（稲垣誠亮）　意見です。

○委員長（野並享子）　分かりました。答弁いいです。

他にご質疑はございませんか。

遠藤委員。

○委員（遠藤総一郎）　すみません。私もこの事業が始まって以来、社協さんということで、長年指定管理制度ということで、この５年間、向こう５年間もまた指定管理をいただけるという、いわゆる慣れから来るコスト意識とか、それから、指定管理者自身の経営努力とか、そういうところが希薄になるおそれはありますので、ここはこの５年間で、やはり行政が指定管理者に対しての手綱をぐっと握るという姿勢が大事だと思うんですよ。

そうすると、向こう５年目に、社協さんでも保育士さんの確保とか、いろんな課題がありますし、個々の一人ひとりの預かっているお子さんに加配とか、それもありますけども、やはり向こう５年後に向けての行政の姿勢があって、初めてこの手綱をぐっと、この５年間は前の５年間と違うなと思っていただくような、規律をもった、緊張感を持った接し方があってこそ、次の５年間に民間事業者との比較を、例えば考える会の方たちに資料として見ていただくとか、いろんな手順がありますので、そういったところからのことを、情報提供も含めて大事かなと思います。

野洲市は、同じ敷地内にああいった箱物ができて、指定管理者が社協さんということは、選ばれる野洲市、若者世代に選ばれる野洲市の１つの特徴的な事業だと思いますので、これは売りにできると思っているんですよ。

しかし、反面、そういったコスト意識というのはきちっとした対応で臨んでいくべき。この二面性は大事だと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（野並享子）　お願いですか。

○委員（遠藤総一郎）　お願いです。

○委員長（野並享子）　お願いですね。お願いですから、答弁はいいです。

他にご質疑はございませんか。ないですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（野並享子）　ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議第１１１号について、委員間の討議を行います。

討議はございませんか。

どうぞ、益川委員。

○委員（益川教智）　先ほどの質問の中でもありましたけど、やはり公募ではないというところで、一定の選出の方法には疑念がないこともないんですけれども、社協さんのこれまでしっかりと運営いただいていたというところ、また、特段大きなトラブルもなく経営いただいているというところと、あと、今後に関しては今遠藤委員がおっしゃったように、しっかりと行政のほうが手綱を握るというところで、そこの関係性を緊張感を持ってやっていただくというところで、今後５年間も安心して子どもたちが見ていただけることになるのかなと思いますので、私としては、今回これは賛成したいと思いますし、皆さんのご意見も何かあれば言っていただきたいと思います。

○委員長（野並享子）　私、発言したい。

○副委員長（益川教智）　では、暫時進行を交代いたします。

野並委員。

（「委員長、討議されますか」の声あり）

○委員（野並享子）　あかんか。

（「討議すると、採決まで委員長の職に戻れません」の声あり）

○委員（野並享子）　いい、別に。

（「副委員長が採決まで行かんなんから、その前提で」の声あり）

○委員（野並享子）　はいはい、どうぞどうぞ。いいです。

（「委員長、それで益川さんが採決に入れへんのやで」の声あり）

○委員（野並享子）　私がやります。今、賛成すると言わはったから。

○副委員長（益川教智）　そうですね。発言の機会を奪ってはいけないので。

会長職を交代いたします。

（「これの採決が終わるまでは副委員長が進めてください」の声あり）

○副委員長（益川教智）　野並委員。

○委員（野並享子）　すみません。先ほどから、民間も含めて公募というふうなことが出ているんですけども、他市がいろいろなことがあると言われるのは、成り立ちが全然違うんですよ。保育園が学童をつくっている、民間保育園が学童をつくっている、保護者がつくった学童とか、公でつくっているというふうな、他市はばらばらなんです。だから、まとまらないんですよ。まとまらないから、ばらばらにされているというふうなところら辺において、湖南市なんかは、だから物すごく困ってはるんです。全然行政の指導が入らないというのかね、入らない。民間で独自でやっておられるというところら辺で。

だから、野洲は社協でやっておられるということで、非常に羨ましがられています。きちっとそういうのが、ばらばらのこんなのじゃなくて、一律の最低限のそういうことが確保されているというふうなことでは、安心をいただいているというのを聞いています。

民間で競争ができるというふうには言わはるけども、野洲は社協でやっているから、指導員さんの健康診断もきちっとやってはるんです。交代することができるから。だから、指導員さんの健康診断とかいうのが、民間の場合は結局おざなりになっているというのを聞いているんです。

ですから、そういう意味では、皆さんにはあんまり見えにくいところなんですよ。コストとか、単価とかいうふうなところのお金だけをぴゅっと見てくると、そういうふうなものが出てくるのかも分からないけども、私、野洲の場合は、本当に県下の中でもすごく羨ましがられている。

しかも学校の敷地、学校の近くにあるということで、遊びの運動場とか体育館を使うとか、放課後が本当にすごく、子どもらが自由に遊べるというスペースが確保されているから、保育所がつくってはるような学童保育というのは、そんな遊びのスペースはありませんからね。そうすると、本当に室内遊びだけになってしまうというような部分もあって、あれだけの校庭を放課後も全部自分らで使えるという、子どもらに、男の子にとっては特に喜ばれているという状況やというふうに思いますので、そういうところら辺も、私は野洲は見ていただきたいなというふうに思うんですけど、そんなことを知ってはりますか。

（「これは委員間討議です」の声あり）

○委員（野並享子）　知ってはりますかと、だから聞いている。

○副委員長（益川教智）　どうぞ、稲垣委員。

○委員（稲垣誠亮）　ここでしゃべるつもりはなかったんですけど、今のお話を聞いていると、民間はコスト優先でサービスが悪いというように、僕は受け止めたんですけど、僕のひがみかもしれませんけど、いや、民間は民間で厳しいですよ、本当に。

当たり前かもしれないけど、お菓子の賞味期限があった事例なんですけど、１日過ぎただけでも市に報告して、市からは強い指導を受けて、保護者に周知して、会見を開いて、もうそんな世界だし、あとは複数運営をしていたんですけど、ちょっと距離が離れていたら、マイクロバスを用意して学校まで迎えに行って、学校と交渉、学校と話し合った上で、して、そういったサービスもしていたし、自由度も割とちょっと高いところもあるから、そうですね。

恐らく一般的な学童って、自習時間というところが、多分、勉強を教えたりとかはできないとは思うんですけど、民間だと割とその辺、自由に個性を出すことができて、例えば体操を教えてあげたりとか、英語をちょっと教えてあげたりとか、あとは土曜保育とか、普段の保育の延長とか、７時を過ぎても大歓迎で預かるし、そこに自費で民間の部分のお金を出してもらって、いろんなサービスを提供できたり、民間は民間のよさがあるんですよ。

だから、民間をそんな全否定されるとちょっと悲しい。

○委員（野並享子）　全否定はしないけど、ただ、大津なんかは今、すみません。

○副委員長（益川教智）　私に言ってから発言してください。

○委員（野並享子）　いいですか、副委員長。

○副委員長（益川教智）　どうぞ。

○委員（野並享子）　大津なんかはすごい今、学童保育があって、学校まで迎えに行って、学童でお勉強をしてもらって、もう塾みたいなものです。それで自宅まで送るというね。そんなの学童かと言わなならんけども、塾みたいなことをやっておられる、そういう企業があるんですよ。もうあちこちから子どもを集めてきてというね。

それも学童と言われているんですけど、私はちょっと、学童保育というのは、そもそも始まったのは、異年齢集団の遊びの中で子どもが成長する、発達するという、お勉強じゃなくて、遊びの中で子どもが成長するというところから学童保育が出発しているのでね。

だから、塾みたいな、そんなのは、私は学童保育という名前だけと違うかという、もう違う。もうスローガンが違うし、目指すものが違うし、けども、今、多様化という中でそういうふうな部分になっているので、私は、今の子どもはやはり異年齢集団で、遊びの中で、小っちゃい子、大きい子、弱い子、強い子というふうな中で成長をするのを小学校時代につくっておかないと、子どもの成長発達というのがゆがんでしまうんですよという信念でもって、ずっとやってきたと思っていますので、どうですか。

○副委員長（益川教智）　若干すみません。

（「社協を指定管理者とするかどうかの議案です」の声あり）

○副委員長（益川教智）　どうぞ。

○委員（稲垣誠亮）　ちょっとその範囲内で。待機児童の問題ってあるじゃないですか。保育園とかのね。やはりそれは保護者さんからすると、どこでもいいわけではないじゃないですか。やはりここの保育所に行かせたいとかがあると思うんです。

行ければいいというものではなくて、今はやはり選択の時代だと思うから、保護者さんもいろんな考え方の方がいて、どんなサービスを求めるかというのは人それぞれなので、保護者の、先ほど僕が申し上げたんですけれど、例えば他市の場合だと、野洲小学校の周りに複数、だから学童があるんですよ、民設で。選べるんですよね、自分で。

やはりそうすると、学童側も評判をよくしたいから、いろいろ自分たちで個性のあるプログラムを組んだりとかするじゃないですか。要は、競争原理が働くじゃないですか。だから、競争原理がやはり働かないと、僕はサービスの向上につながりにくいのかなというふうに思うので、一者限定、社協一者限定で、社協さんが悪いと言っているわけではないですけど、選択肢が複数あるのはいいことだと思うんですけど、そこはどう思われますか。

○副委員長（益川教智）　指名を受けてからでよろしいですか。

野並委員。

○委員（野並享子）　競争、競争。けど、野洲の場合は１つの学区に１つの学童で進んできていますから、これを２つも３つも分けようというとこら辺は、かなり難しいというふうに思うんですよ。

立ち上げるのが、そしたら誰が立ち上げるんだというね。もともとは保護者が立ち上げてはったのが大きくなってきたというところが野洲の歴史ですから、民間の保育園が自分のところで学童をつくってというのと違うからね。

だから、競争原理を野洲でやろうと思ったら、今の１つの学校の学童を分けてしまうということになってしまうでしょう。

○副委員長（益川教智）　すみません。またどんどんと今回の議案から外れていっているようですけれども。

○委員（稲垣誠亮）　最後に１ついいですか。副委員長がストップされるのならもういいです。関連することです。

○副委員長（益川教智）　関連することですか。どうぞ。

○委員（稲垣誠亮）　この指定管理にちょっと関連すると思うので言うんですけど、今、委員長のほうから、誰が用意するんだという話があったじゃないですか、その学童をね。僕らは民設民営だったから、例えば自分らで用意するんですよ。自分らで、例えばいろんな例がありますけど、定借で土地を借りて、そこにプレハブ的な建物を建てて、そういう事業計画を市のほうに投げて、民設民営で認めてくれませんかというふうに僕は実際やったんですけど。

なので、別に市が民設民営だからと言って、建物を、土地とかを必ず全部用意しなければいけないというとそうではなくて、民間事業者の責任で、それは私の自治体の話ですけど、それはそうでした。

なので、市が必ずしも全部お膳立てするわけではないので、そういったこともちょっと参考までに。

○副委員長（益川教智）　今の流れですと、反対の流れになりそうですけど、それでよろしいですか。

○委員（稲垣誠亮）　反対はしませんよ。

○副委員長（益川教智）　理屈でそれはちょっと成り立たない気がしますけど、いいですか。

他に討議はございますか。

（「なし」の声あり）

○副委員長（益川教智）　では、以上で討議を終結いたします。

では、次にこれより採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副委員長（益川教智）　では、ご異議なしと認めます。よって、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

お諮りいたします。

議第１１１号「指定管理者の指定につき議決を求めることについて（こどもの家）」は、本委員会として原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○副委員長（益川教智）　挙手全員であります。よって、議第１１１号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

では、会長職をお戻しいたします。

○委員長（野並享子）　次に、議第１１４号「令和７年度野洲市病院事業会計未処分利益剰余金の処分について」を議題といたします。

議第１１４号について、関係部の説明を求めます。

どうぞ。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭）　市立野洲病院事務部の駒井でございます。

議第１１４号令和７年度野洲市病院事業会計未処分利益剰余金の処分についてご説明を申し上げます。

議案書４５、４６ページをご覧いただきたいと思います。

本議案は、令和７年度野洲市病院事業会計未処分利益剰余金の４，３５４万２，１３７円を資本金に組み入れること、また、建設改良積立金から４億円を取り崩し、同額を利益積立金に積み立てることについて、地方公営企業法第３２条第２項の規定に基づき議決を求めるものです。

なお、資本金に組み入れる４，３５４万２，１３７円につきましては、企業債償還のために減債積立金から使用した額でございます。

以上、説明とさせていただきます。

○委員長（野並享子）　これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。ないですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（野並享子）　質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議第１１４号について、委員間の討議を行います。

討議はございませんか。ないですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（野並享子）　ないようですので、これをもって討議を終結いたします。

これより採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（野並享子）　異議なしと認めます。よって、直ちに採決することを決定いたしました。

これより採決いたします。採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

お諮りいたします。

議第１１４号「令和７年度野洲市病院事業会計未処分利益剰余金の処分について」は、本委員会として原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（野並享子）　挙手全員であります。よって、議第１１４号は原案のとおり可決す

べきものと決しました。

以上をもって、本委員会に付託を受けました議案の審査は全て終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

委員会報告書の作成につきましては私に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（野並享子）　ご異議なしと認めます。よって、私に一任していただくことに決しました。

次に、次第４、閉会中の継続審査または審査に付すべき事件についてですが、何か申出すべき案件はございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（野並享子）　ないようですので、これをもって日程の全てを終了いたします。

これをもって文教福祉常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。（午後１時５６分　閉会）